

滝川第一小学校建替整備基本計画策定業務公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的

本実施要領は、「滝川第一小学校建替整備基本計画」を策定するにあたり、単なる校舎の建て替えにとどまらず、今後の少子化や社会の変化を踏まえ、教育環境の多様化への対応、児童数の推移や地域の将来像を見据えた最適な施設規模や必要な機能の検討、また、市民や地域の意見を反映した新しい時代にふさわしい学校のあり方や、他の公共施設との複合化等を総合的に検討する必要があることから、柔軟かつ高度な発想力及び豊富な経験を有する設計者を選定するため、公募型プロポーザル方式の実施に係る必要事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

滝川第一小学校建替整備基本計画策定業務

(2) 委託業務の内容

滝川第一小学校建替整備基本計画を策定するための業務であり、別添「滝川第一小学校建替整備基本計画業務仕様書」のとおりとする。ただし、当該業務仕様書は、滝川市が成果品として最低限の内容を示すものであり、技術提案等の内容に応じて仕様書を変更することがある。

(3) 委託業務の期間

契約締結日から令和8年12月11日まで

(4) 委託業務に係る委託料上限額

金6,919,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

本公募型プロポーザル方式に参加できる者は、参加申込期限日において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、(5)は契約締結日時点とする。

- (1) 令和7・8年度滝川市競争入札参加資格者名簿において、役務の提供等に係る契約のうち、「建築物の設計に係る契約」に登録されていること。
- (2) 北海道内に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有している者であること。
- (3) 平成27年4月1日以降、各学年2以上の通常学級数を有する小学校又は義務教育学校で、新築または改築に係わる基本計画、基本設計または実施設計業務を元請けとして受注した実績を有すること。なお、共同企業体での受注実績については代表者としての実績に限る。
- (4) 平成27年4月1日以降、北海道内において官公庁が発注する施設で延べ床面積が1,000㎡以上の新築または改築に係わる基本計画、基本設計または実施設計業務を元請けとして受注した実績を有すること。なお、共同企業体での受注実績については代表者としての実績に限る。
- (5) 次の各号を満たす技術者を配置できること。

ア. 管理技術者（１名）

- ・ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条に規定する一級建築士の資格を有すること。
- ・ 参加申込事業者に直接的かつ 3 ヶ月以上雇用関係があること。
- ・ 同項（３）に掲げる実績を有すること。

イ. 主任担当技術者

- ・ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条に規定する一級建築士の資格を有すること。
- ・ 参加申込事業者に直接的かつ 3 ヶ月以上雇用関係があること。
- ・ 同項（３）に掲げる実績を有すること。

ウ. 管理技術者及び主任担当技術者の兼任は認めない。

- (6) 滝川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成 11 年滝川市告示第 43 号)第 2 条第 1 項若しくは第 3 条第 1 項から第 3 項までの規定による指名競争入札に関する指名を停止されていない者（指名停止を受けていたが、既にその停止期間を経過している者を含む。）又は滝川市競争入札参加資格等除外措置事務処理要領(平成 26 年滝川市告示第 12 号)第 3 条若しくは第 8 条の規定による競争入札参加等除外措置を受けていない者（競争入札参加等除外措置を受けていたが、当該措置に係る解除の通知を受けた者を含む。）であること。
- (7) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (9) 国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）、道税及び市町村税に滞納がない者。

5 参加申込の方法

公募型プロポーザル方式に参加申し込みする者は、次の書類（以下「参加申込書類」という。）を提出すること。

- (1) 提出書類
- ① プロポーザル参加申請書（様式 1）
 - ② 配置予定技術者の経歴書(様式 2)、資格証等及び保険証等の写し
※上記 4.（５）を満たすこと。
 - ③ 業務実績書（様式 3）、契約書鑑の写しと業務仕様書の写し
※上記 4.（３）及び(4)を満たすこと。なお、(3)の要件が北海道内の実績である場合は、(4)の実績提出は不要。
 - ④ 市税完納等確認依頼書（別記様式）
 - ⑤ 技術者名簿（任意様式）
- (2) 提出期間 令和 7 年 6 月 27 日(金)から令和 7 年 7 月 10 日(木)午後 5 時まで(必着)
- (3) 提出場所 滝川市役所教育部学校運営課新しい学校づくり推進室
- (4) 提出方法 郵送又は電子メール

6 質問の受付及び回答

本実施要領、仕様書に関する質問がある場合は質問書（様式 4）を提出すること。

- (1) 受付期間 令和7年6月27日(金)から令和7年7月3日(木)午後5時まで(必着)
- (2) 提出場所 上記5.(3)による。
- (3) 提出方法 郵送又は電子メール
- (4) 回答方法 令和7年7月8日(火)頃までに滝川市公式ホームページにおいて掲載
(<https://www.city.takikawa.lg.jp>)

7 参加資格の適否

上記4の適否については、令和7年7月11日(金)までに電子メールにより通知する。なお、参加資格の適否についての異議申し立ては受付しない。

8 技術提案書の作成・提出

上記4の参加資格要件を満たす者は、技術提案書について、次のとおり作成し提出すること。

- (1) 作成要領 別紙「技術提案書等作成要領」のとおり
- (2) 提出期間 令和7年7月11日(金)から令和7年7月24日(木)午後5時まで(必着)
- (3) 提出場所 上記5.(3)による。
- (4) 提出方法 郵送及び電子メール
- (5) 提出形式 紙媒体(カラー印刷で10部提出すること)及びPDF(電子メール)

9 ヒアリング

- (1) ヒアリング実施事業者の選定
提出された技術提案書を基に審査を行い、ヒアリングの参加者として4者程度を選定する。
- (2) ヒアリング実施事業者については、令和7年8月1日(金)までに電子メールにより通知する。なお、選定結果及び選定内容についての異議申し立ては受付しない。

10 審査方法及び審査基準

- (1) 審査方法
 - ① 実施主体
滝川市職員で構成する審査職員会議が実施する。
 - ② 審査及びヒアリング
技術提案書及びそれを補完する内容についてヒアリングを実施することとし、ヒアリングは、当業務の配置予定者のうち管理技術者が行うものとする。
 - ア 実施日(予定)
令和7年8月7日(木) 詳細な時間帯等は、別途、事前通知する。
 - イ 実施場所(予定)
滝川市役所3階 301・302会議室(予定)
 - ウ 実施時間
技術提案書の内容説明を20分以内で行い、その後10程度ヒアリングを行うものとする。
 - エ 参加人数5名以内とする。

オ モニターは事務局が準備するが、パソコン等は参加事業者が準備すること。

カ 審査職員会議は非公開とする。

(2) 審査基準

- ① 滝川第一小学校建替整備基本計画策定業務公募型プロポーザル方式審査基準（以下「審査基準」という。）による。
- ② 審査職員会議委員が審査基準に基づき審査を行い、各委員の得点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者とし、次に得点の高かった者を次点提案者とする。
- ③ 獲得した得点が同点の場合は、当該業務に係る見積額が安価な方の提案者を優先する。
- ④ 参加申込者が1者のみであった場合においても、選考委員会を開催し、当該提案書類の内容が審査基準に基づく審査の結果、60点以上を獲得し、適切であると認められる場合には、当該提案者を最優秀提案者として選定する。

(3) 審査結果は、後日速やかに文書をもってヒアリング実施事業者に通知する。なお、審査結果及び審査内容についての異議申し立ては受付しない。また、審査結果は、参加事業者数、最優秀提案者の名称を滝川市公式ホームページに公表する。

(4) 失格事項

次の事項に該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- ② 審査結果に影響を与えるような不正な工作をしたとき。
- ③ その他、審査職員会議が不相当と認めるとき。

11 契約の締結

- (1) 最優秀提案者は、提案内容をもとに滝川市と速やかに協議を行い、合意した場合は契約を締結する。なお、協議が整わなかった場合や契約締結までに失格事項が判明した場合は、次点提案者と協議を行い受注者を決定する。
- (2) 契約書には、提案内容と合意内容に基づく仕様書を作成し、内容を精査のうえ、改めて見積書を徴取し委託契約を締結する。
- (3) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。
- (4) 契約書作成等に必要な費用は、受注者の負担とする。
- (5) 支払条件

原則として、令和7年度と令和8年度の2回で分割払いとする。なお、令和7年度の支払上限額は1,936,000円、令和8年度の支払上限額は4,983,000円とする。

12 その他の留意事項

- (1) 参加申込書類及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は参加事業者の負担とする。
- (2) 参加申込書類は返却しない。
- (3) 参加申込書類は、滝川市情報公開条例において、開示請求者から開示請求があった場合に、当該事業者等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となることがある。

- (4) 参加申込期限日以降における参加申込書類の差し替えや再提出は原則認めない。また、予定技術者は変更できない。ただし、病休、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であることを証明し、滝川市の承認を得なければならない。
- (5) 最優秀提案者となった技術提案書の内容については、当該業務仕様書に適切に反映するものとする。また、仕様書を作成するために業務の具体的な方法については、双方協議の上決定する。

13 問い合わせ先（事務局）

滝川市教育部学校運営課新しい学校づくり推進室

〒073-8686

滝川市大町1丁目2番15号

TEL0125-28-8044

E-mail : gakukyou@city.takikawa.lg.jp